

大坂四ヶ所組織と十三組

小野田 一幸

要約

本稿は、近世大坂の非人研究では取り上げられなかった非人組織である十三組の実態を、二〇〇七年発刊予定の『長吏文書』などから明らかにすることを試みたものである。十三組は、天和三年（一六八三）から翌四年にかけて、大坂市中の無宿・野非人対策によって生み出され、四ヶ所に配分された集団がその起りである。集団を束ねたのが十三組小頭で、当初の小頭の人数に依拠して「十三組」と称するようになった。成立の経緯から、十三組は四ヶ所の長吏・小頭から「差別の意識」を持たれていたが、公役は同様に勤める存在でもあり、組織内の構成員は四ヶ所と様々な点で関わりを持ち、流動性も有していた。

はじめに

大坂の四ヶ所をはじめとする非人研究は、岡本良一と藤木喜一郎が先鞭をつけ、内田九州男や塚田孝らによって大きな進展を遂げた。これらの研究は、その多くを上

下巻からなる『道頓堀非人関係文書』および『悲田院文書』^⑤に負っているが、さらに神戸市立博物館が所蔵する天王寺の長吏文書が公刊されること^⑥で、新たな研究の飛躍が望めるであろう。

さて、かつて藤木論文から岡本が年代を特定した^⑦、四ヶ所の非人の総数があげられている史料として、大坂東町奉行所与力荻野勘左衛門に於てた酉正月二四日付の「四ヶ所非人人数」^⑧の口上は、正確には以下に掲げる史

料である。

鳶田長吏下围内ニ罷在候者共人数

式百六拾六人

悲田院長吏下围之内ニ罷在候者共人数

三百七拾九人

道頓堀長吏下围内ニ罷在候者共人数

三百四拾三人

天満長吏下围内ニ罷在候者共人数

百七拾人

ノ千六拾式人

酉正月廿四日

吉左衛門

金 助

右人数御尋ニ付、差上候、尤此外二十三組小頭支配下人数凡千斗も御座候由、口上ニて奉申上候事

御掛り

荻野勘左衛門様

一 読すれば明らかなように、この史料は鳶田・悲田院(天王寺)・道頓堀・天満の四ヶ所長吏下の围内(垣外)に属する非人数を列記し、「此外二十三組小頭支配下人数」を記載するものである。掲げられた人数は、与力荻野の求めに応じ、鳶田長吏吉左衛門と天王寺長吏金助が寛政元年(一七八九) 当時に把握していた抱非人の人数

を提出したものと判断してよいであろう。なお、藤木論文の記載を岡本論文ではそのまま引用したため、記載順序や史料の一部が省略されていることを指摘しておく。

今一度、史料に戻ってみよう。四ヶ所それぞれが抱える人数は、悲田院の三七九人から天満の一七〇人まで多寡があるが、合計で一五八八人(史料上は一〇六二人)である。続く部分からは、十三組小頭支配下に、四ヶ所の総人数に匹敵する凡そ千人がいたことがわかる。

前掲の岡本論文では、続いて非人人数について『草間伊助筆記』巻一をもとに「記述が簡単なので断定するのはいささか危険ではあるが、この小家住みの二千人余が、長吏下围内の抱非人で、他は野非人なのだろう」と推測している。ただ岡本が捉えていた一一五八人という人数と、享保一八年(一七三三)頃の記録と考えられるこの数字とは、かなり隔たりがあるといえよう。

同史料は、

一大坂中非人此度御吟味有之、書付出し申承り申候、尤新規乞食ハ是迄之商賣も書付、非人不残名前書出し候

様ニ被仰付候、

惣數六千人

但し、内貳千八百人ハ 當地之もの、

此内貳千人餘ハ 小家アリ、

内貳百人ハ 紀州之者、

内百 人ハ 京之もの、

内貳千九百人ハ 諸國方々之者、

といった内容である。ここに記された小家を有する二千人余とは、むしろ前掲の「四ヶ所非人人數」に記された四ヶ所と十三組小頭支配下の非人総数を指していると考えるのが妥当であろう。

この十三組が、非人組織を指していることは疑う余地はないが、その実態については研究史では正面から取りあげられたことはなかった。もちろん、その支配を担った小頭も同様である。そこで本稿では、この十三組の実態を明らかにすることを試みたい。

一 十三組の具体相

本章では、前記の課題に答えるために、十三組そしてその組を束ねた小頭とはどのような存在であったのかについて、明らかにする作業から始める。

依拠するのは、四天王寺が所蔵する「四ヶ所長吏住居之地非人村と大坂絵図面ニ相頭ニて歎ヶ敷、認書之儀願立東御奉行所方当山江悲田院由緒御尋ニ付申立一件・同長吏四人之者江準扶持指遣、用向之砌帯刀為致召仕度旨

を以申付候処、彼等方届出御尋ニ付委細及御答御聞置一件」と題する史料である。同史料は、大坂三郷の版行絵図（大坂の都市図）である「天保八酉年改板大坂絵図」に天満・道頓堀が、さらに「去辰年（弘化元年）新板之大絵図面」には天王寺と鳶田が「非人村」との記載が加えられたことに対し、四ヶ所長吏が弘化二年（一八四五）に訂正を求めた一件を一つの主題としている。以下では、同史料から見出すことができる十三組に関わる記述をその順にみることにしよう。

まず、十三組が置かれた場所に関してである。「其外四天王寺丑寅二当り候字毘沙門池或者高原・鳶田・山添等ニ罷在候十三組小屋頭并同手下野小屋鉢之もの共住居之地をも非人村与書加へ売弘メ居申候」とある。この記載から、毘沙門池・高原・鳶田・山添等に十三組小屋頭が置かれ、組下の野小屋が建てられ居住地となっていたことがわかる。続く「等」という文言からは、これ以外の地にも十三組小屋頭が置かれ、手下の野小屋があったとの推測が可能である。この点については、内田が『悲田院文書』の解題で「天王寺垣外の構成員は、右の悲田院の地だけにいたのではなく、他のいくつかの所に分散して生活していた」と述べ、享保一五年（一七二九）、天明九年（一七八〇）そして寛政二年（一七九〇）にお

ける居所を列記し、「これらのうち小頭や年行司がいたのは砂場と毘沙門（毘沙門池）で、この二カ所に比較的大きな集団があった」としている。内田が指摘した事例から、十三組の所在地として、小頭が置かれた砂場を加えることができよう。この砂場には、文久二年（一八六二）八月に一七軒の野小屋が建っていたことがわかつている。

なお、以下で扱う史料もそうであるが、この成立の所以のためか、十三組「小頭」、十三組「小屋頭」と表記される場合があることを、共通の理解として有しておきたい。本稿では、煩雑さを避け、本文中の表記は「小頭」で統一する。

同史料は続いて、四ヶ所の由緒についてふれたのち、大坂市中の無宿・野非人対策の歴史的な経緯について述べている。この対策については、寛文一〇年（一六七〇）が最も早いと内田が指摘していたが、ここからは、慶安五年（一六五二）正月二三日のそれを知りえる。本旨からは離れるが、今後の非人研究のために掲げておこう。それは「市中徘徊罷在候非人之内他国之産ニ而達者成もの共者夫々生国へ差帰シ、当地出生非人之分者素御下町人百姓共之内無頼之事ニ而不便と被為思召」れ、「達者成もの共ヲ撰分ケ長吏手下」にし、東横堀辺浜側明き地

に小屋を建て、一旦同所に引き取ったことを記している。ここからは、他国からの流入者は生国に帰すこと、その一方で大坂出生の達者な者を選んで非人組織に組み入れるという二種の無宿・野非人対策を看取できる。管見の限りではあるが、これが大坂における無宿・野非人対策の嚆矢だとしてよいだろう。

この記事のあと、十三組の成立についてふれた件がある。それは天和四年（一六八四）二月の無宿・野非人対策¹⁸において「右之内心底宜キもの共十三人を見立十三組小屋頭与相唱へ壺ヶ所へ式人ツ、相分、都合八人を四ヶ所附二いたし、残り五人者是又引取場所ヲ相定メ同様四ヶ所長吏共手下ニ差加へ、右十三人之小屋頭共を以非人共之世話為仕候より当時ニ至り候而も非人手下被為仰付、長吏へ御引渡相成候もの共者兼而奉申上置候通、右十三人之小屋頭共順番相定置同人共へ為引取」たとある。この記載からは、十三組が成立したのは天和四年であったこと、そして野非人のなかでも心底宜しき者一三人を見立て、四ヶ所に二人ずつ、五人を他の引取場所を定めて置いたことがわかる。つまり「十三組」とは、成立当初の小屋頭の人数に依拠したもので、編成単位の呼称なのである。彼らが以降、非人手下となり四ヶ所長吏に引き渡された野非人の世話を担うことになった。

十三組小頭は、野非人を居住させた小屋を支配するにとどまらず、以後には御用(役)も勤めることになった。その経緯は、「十三組小屋頭共御用向ニ為携候儀者正徳五年六月市中撰河在共物騒ニ而御見廻り御供被為仰付」れたとみえ、正徳五年(一七一五)六月の市中、撰津・河内両国の見廻りの供役が端緒であることを記している。この役を勤めるにいたつたのは、畿内をはじめ勢州・播州・紀州辺りまで、四ヶ所長吏・小頭配下から出役する人手が不足していたことに帰因しているという。これ以降、十三組小頭は「今以四ヶ所小頭共同様御用向相勤」める運びとなる。この十三組の御用が小頭と同様であったことは、多くの史料が示してくれている。

四ヶ所が勤めた御用については、塚田が詳細な分析を行っているのでそれに譲り、垣外小頭と十三組小頭が同様の御用を勤めていたことを寛政期(一七八九—一八〇〇)の長吏と小頭の間での取り決めに列記する史料から確認しておく。まず、町奉行の定町廻りの御用と盗賊方御用などを記す寛政二年正月の「諸事出方定」²⁰では、天王寺垣外の小頭五名とともに、砂場小頭久四郎、毘沙門小頭文助が名を連ねている。また、他国聞合わせ御用に際し、儉約などを再度申し合わせた寛政九年一二月の「定」²¹でも、「諸事出方定」と同様に、垣外小頭四名と十

三組小頭(作蔵倅文助・作蔵・久四郎)が連名している。なお、文助は即座に小頭であるとは判じがたいが、同列に記載されることから、作蔵の代役にあつたものと解しておく。さらに、御用を勤めるに際しての規定を盛り込んだ寛政一二年正月の「条々」²²は、毘沙門作蔵・同人倅文助、砂場久四郎といった十三組小頭が名を連ねる形態であるが、四天王寺垣外小頭五名が連名する同文の「条々」²³があり、垣外小頭と十三組小頭が同様の御用を勤めていたことがわかる。これら「条々」の五条目には、「在小頭年行司并下人番ニ至迄」とあり、町廻り御用や諸国御用は、双方の小頭下の年行司や下人までもが勤めていたといえよう。ただ、十三組小頭配下の者が、他の垣外と同様に「若キ者」と呼び慣わされていたかは不明である。

十三組の成立経緯などは、上記のとおりである。同史料からは、もう一点注目すべきこととして、四ヶ所の垣外では、十三組とは差別化を図っていたことを認めることができる。当該部分は「元来四ヶ所長吏共同ヶ所ニて五人ツ、有之組頭与唱候小頭共与右十三組小頭共与者身分之濫觴訳柄も相違仕候儀ニ而(略)右十三組小頭并同手下野小屋同様之もの共住居之地所与四ヶ所長吏住居之地所与前書之通一躰非人村ニ相成候而者手下身躰支配向

之差別順々も相立不申」という箇所である。もともと四ヶ所に五人ずつ置かれた組頭と十三組小頭とは、身分のおこり、訳柄が異なっていることを主張し、それを根拠に、以下の論点が進められるのである。そして、絵図に四ヶ所と十三組の在所を一括して「非人村」と注記を施すことが、「他国遠境之もの共迄も及見聞候て自ラ嘲り受候様成行」「右図面手広ニ売弘り往々非人村之通号ニ相成候而ハ、撰河・播州之内長吏手下多人数之番人共自ラ長吏を蔑ニいたし心得違仕候ものも出来」る点をあげる。つまりこの一件は、他国や遠国の絵図購入者が「非人村」の記載をもつて嘲り賤視すること、四ヶ所がその配下においた在方非人番が四ヶ所と十三組を同一視すること、組織内の階層が弛緩することを長吏が危惧し、忌避するねらいがあったといえよう。穿った見方をするならば、四ヶ所としては十三組の所在地を「非人村」と記載していても、差別化を図るという点では支障がなかったとも思われる。差別化は、これ以外の史料でも看取できる。その具体的な内容については、次章でふれよう。

二 天王寺垣外と十三組との関わり(一)

前章では、十三組の所在地や成立経緯などを確認する

ことができた。そして、十三組小頭が四ヶ所それぞれに二人ずつ配置されていたことを知りえた。このことから、十三組が四ヶ所およびその長吏と密接な関係にあったといえる。この点を念頭におき、本章では長吏文書に含まれる相続関係史料から、天王寺垣外との関係についてみることにしよう。

1 垣外小頭勘助の相続一件から

まず、天王寺垣外の小頭を勤めた勘助の跡目相続の一件書類にみえる十三組に関わる記載を手がかりに、その関係についてさぐることにしたい。

その前に、この跡目相続一件にいたるまでの概略を述べておこう。文政元年(一八一八)九月一六日、小頭勘助が「数年私欲筋在之、其上家内ニ武器等飭り置、衣類杯甚おごり、支配長吏江對し不礼之義共度々在之趣達上聞」し、召し捕りのうえ、華美な家財道具や武器類などを没収され、同日に高原小屋預けとなった。なお、家内妻子は、天王寺長吏・小頭預けの処分を被っている。その後、勘助は約四〇日の入牢、翌文政二年八月一八日に西御番所へ呼び出され「御前所ヲ構ひ、大坂三郷拂為被仰付」れる処分を受けた。この一件によって、勘助の跡役については、長吏の「心任せニ致可様被為仰渡」れる

ことになる。⁽²⁴⁾

これをうけて、勘助家の相続と小頭役の跡目について、長吏善十郎から文政二年一月に認められたのが、以下の「乍恐口上」である。

乍恐口上

当八月御仕置被為 仰付候私下小頭勘助跡役之者、早速取極可申上筈ニ御座候処、勘助儀勤中出情ニ仕候者之儀ニ付、悴共も御座候支故、餘人江跡役取極候ハ、是迄之出情も無足ニ相成、外小頭共存念之程も如何与奉存、跡々為励ニも相成可申哉と奉存候故、小頭林兵衛ヲ勘助跡役ニ取立遣し、同人弟与作与申者ヲ林兵衛為致養子ニ、勘助娘当年拾三才ニ相成候者与為見合、末々ニ而者勘助先祖之名前ニ為致改名為相勤度奉存候、乍併林兵衛儀小頭与唱罷有候得共、私共手前ニ而ハ十三組小屋頭与唱、端々野小屋之為致支配有之候者ニ付、外小頭与者格別之者ニ御座候ニ付、外小頭並ニ取立遣し候ハ、此上猶々出情可仕様奉存候、且又太八儀者元若キ者ニ御座候得共、死亡小頭保兵衛代勤いたし罷有候者ニ付、保兵衛方ニ相續人出来候ハ、元之若キ者ニ立戻り候身分ニ御座候、然ニ近年出情ヲ心掛罷有候ニ付、是又為励ミ之林兵衛跡小屋頭ニ取立遣候ハ、猶又出情ニ可相勤様奉存候、且者死亡定助之代勤小頭忠七始、若キ者迄も一統之励ニも

相成可申哉ニ奉存候、右之通ニ取極候上、御断可奉申上様奉存候得共、近年十三組之者共ニ長吏・小頭与縁組致間敷様一同為申合候儀も御座候ニ付、私一己之了簡ヲ以右鉢取計仕候ハ、定而外長吏・小頭共方故障申立相妨可申哉与奉存候故、恐多御儀ニ者御座候得共、故障申立候砌ニ者御内々御下知奉蒙候様、申聞為致納得度奉存候間、何卒格別之御慈悲ヲ以、此段内々御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

長吏

卯十一月

善十郎

この史料も含め、小頭勘助に関わる史料を通覧すると、一八世紀末から一九世紀初期に、長吏善十郎（九代）と八代長吏善助の体調が不具合の折にその代勤をなした勘助⁽²⁶⁾の間に軋轢が生じ、垣外を二分するような状態にあったことが把握できる。この問題については、紙数の関係上深く立ち入ることを避け、十三組に関連する記載に限りて検討を加える。

前掲した口上において、長吏善十郎は、小頭勘助の跡役を倅政二郎に継がせるのではなく、十三組小頭林兵衛を跡役としたいと唱えている。加えて弟与作を林兵衛の養子とし、勘助の娘と見合わせて、後には改名の上で勘助家の名跡を継がせたいとする。林兵衛にとつては、勘

助の跡役（小頭）はあくまでも一時的な継承にすぎないと考えられるが、このように家の継承を図るのは、小頭役が世襲化されていたことが大きな理由といえよう。²⁸ただ、大坂三郷弘の処分を受けた勘助家の継承が企図されたのは、前述したように、長吏代勤経験を有する有力な家に伸長していたためと考えられる。つまり、對抗勢力であった勘助家を即座に滅失させることは、垣外組織を混乱におちいらせる危険性をはらんでいたため善十郎が忌避したのであろう。²⁹

しかし、善十郎が提示した勘助家の相続案には、以下に記されたところに障壁を有していた。林兵衛が小頭とはいえ、「私共手前二而八十三組小屋頭与唱、端々野小屋之為致支配有之候者二付、外小頭与者格別之者」という点である。つまり、垣外の長吏・小頭からすれば、林兵衛は野小屋の支配、野非人の居住地を支配するために置かれた小頭で、格別の者という「差別の意識」があったからといえよう。これは前章で引用した史料においても確認できたところである。その理由は由緒の違い、換言すれば、四ヶ所成立当初から存続してきた小頭の系譜をひくものではなく、野非人の狩りこみによって新たに編成された組織の小頭であるがゆえでもあった。これは単に天王寺垣外だけにおける問題ではなかった。四ヶ所

の長吏・小頭からみた場合、これが十三組小頭の特質の一つと位置づけられよう。

この「差別の意識」を具現化したのが、次の文面にあられていいる。そこには「近年十三組之者共二長吏・小頭与縁組致間敷様一同為申合候儀も御座候二付、私一己之了簡ヲ以右躰取計仕候ハ、定而外長吏・小頭共方故障申立相妨可申哉与奉存」とあるように、当時十三組の構成員と長吏・小頭は縁組をしないよう、一同が申し合わせていたことを知りえる。それゆえ、長吏善十郎が独断でこの相続案を遂行することは、他の長吏・小頭の反発などを惹起することを危惧しているのである。ただ、善十郎が文政三年四月に記したと考えられる口上の案文³⁰には、過去の例として、鷹田長吏休右衛門の先親吉右衛門が存生中に休右衛門の姉妹や伯母を在方小頭や平番人に嫁がせたのは外聞が悪いため、一、二、三年前、文化三、四年（一八〇六、七）に取り決めた申し合わせであることを指摘している。さらには、もともと若キ者である文右衛門が、天満小頭太右衛門の実子勘六が幼少の折に代勤をなし、かつ長吏清八が死亡時にもすぐに長吏代勤として長年勤めた例を引き合いに出し、「十三組小頭方廿人組小頭二引直り候例無之与者被申間敷」と反論している。十三組に対置して、廿人組が掲げられていることか

ら判断すると、「廿人組」は四ヶ所の小頭を指していることは、前章で掲げた史料も含めて明らかであろう。⁽³¹⁾

なおこの口上は、勘助跡役の相続案が主題であるが、本稿に則せば、もう一つ興味深い内容を含んでいる。それは林兵衛が勘助の跡役についた折には、十三組小頭に垣外小頭保兵衛の代勤を行い「近年出情ヲ心掛」けている若キ者太八をその後任としたいとする点である。ここからは、十三組小頭を垣外の若キ者が勤めることが、若キ者の励みになるという組織の活性化に対する善十郎の考えの一端をうかがうことが可能であろう。この背景としては、京都悲田院から養子として天王寺長吏林家を継いだ善十郎が、組織内に確固たる地歩を築こうとする意識が読み取れるのである。

2 砂場小頭久四郎の跡目相続の口上から

次に、文久二年（一八六二）七月の年記を有する「乍恐口上」⁽³²⁾から、十三組小頭の任免などに関して、その実態に迫ってみよう。

乍恐口上

一

私

親類十三組砂場小屋頭先々久四郎儀、不筋之儀有之御咎中病死仕、廿五ヶ年前、天保九戌年同人倅久蔵へ跡

役被為仰付相勤居候處、是又不身持にて出奔仕、行衛不知候より、暫く勤役之もの無御座、然ル所、前御長吏様厚御憐情を以跡相續之もの見立候様、死失私養母なつ并親類忠七・庄次郎江向、毎々被為 仰付候付、親類共種々申談、相当之もの見立度は彼掛合仕候得共、何分薄徳之上、右鉢先代之もの共相續不埒二借財相嵩候而已ならず、既二聊之家督迄も手放し候及仕義、跡相続方六ヶ敷候故哉、兎角養子之示談行届兼、手延二成行御差支相成候段奉恐入「（勘助なる様目）暫時御有免奉願上候より相續之もの見立」⁽³³⁾「候得共、相應之者見立候迄御有免奉願上候より、右不定中」相成候迄者 御仲様へ御引上被為成候条被為仰渡候後、御仲様御見立代勤相成、新八・武助与引續相勤候儀二御座候、右二付絶家久四郎方累代之位牌・仏事・年忌営并借財之向都而私方江引取、世話仕候二付而者、絶家相成候段敷ヶ敷、何卒今一応再興之義奉願上度、兼々親類共申談罷有候得共、差当相續二見立候ものも無御座、且者 御仲様より代勤御見立相成、其勤役之衆江憚旁差扣罷有候處、追々年立候内、私義二倅共数多出産仕、既兄貞吉当拾五歳にて、当春御役見習願濟相成候義二付、今般親類共楽談之上、何卒右貞吉を以久四郎絶家相續之義被為仰付候様、奉願上度奉存候付、親類并合役林三郎共

連印仕奉願上候、〔船紙による抹道〕「何卒」格別之以御憐愍御聞濟被
為 成下、絶家再興被為 仰付候ハ、廣太之御慈悲
難有仕合ニ奉存候、以上

文久式戊年七月

捨 吉④

〔張紙〕

「尤貞吉を以久四郎跡相続之儀蒙御聞濟候上者、久四郎居小屋跡へ家建仕、貞吉を為引移候様可仕之處、難洪之手元ニ而、居小屋取建候義難出来、殊に同人いまた年若にも御座候付、手元融通付候迄之處、御廓内ニ仮住被仰付候様御願奉申上候、且亦悴共之内惣領之者ハ、他へ差遣候儀いたす間敷旨、兼而被仰渡有之處、左様願上候義、奉恐入候得とも、前条之通私方ニ悴共多御座候義ニ付、何卒格別之御憐愍を以御聞被成下候ハ者、絶家再興之御慈悲有仕合奉存候、已上」

これは、砂場小頭久四郎が天保九年（一八三八）に「不筋之儀有之御咎中病死」した跡役の悴駒蔵が「不身持ニて出奔仕、行衛不知」になったあと、久四郎家の跡目相続を、親類筋にあたる捨吉から願ひ出た口上である。宛所は記載されていないが、当時の長吏善十郎に出された口上と判断してよいであろう。

史料中「前 御長吏様厚御憐情を以跡相続之もの見立候様、死失私養母なつ并親類忠七・庄次郎江向、毎々被為 仰付」れたとあるとおり、長吏からは空席であった砂場小頭の跡役を決めるように、親類に対してたびたび指示がなされていたことがわかる。ただ跡目相続者として、適切な人物がいなかったことや、借財が嵩み家督までも手放していたため、養子が整わない状況であった。そのため「相應之者見立候迄御宥奉願上候より、右不定中相成候迄者 御仲様へ御引上」げ、「御仲様御見立代勤相成、新八・武助与引續相勤」めさせるといふ措置を講じている。このことから、新八・武助といった二名の代勤者は、前節でふれた若キ者太八に十三組小頭を任じる案からも、十三組の構成員ではなく天王寺垣外の若キ者であったと推察される。このように、垣外長吏と小頭で構成される御仲が、十三組小頭の代勤者を定めていることから、その任免を掌握していたといえよう。これは、文化四年（一八〇七）九月に毘沙門小頭文助の跡役を與兵衛の悴文助が仰せつかった際の「一札」においても宛所は長吏・組頭（小頭）御中となっていることから確認できる。

長吏との従属関係については、安永五年（一七七六）一二月の「悲田院之者不作法一件」からもうかがえる。

そこでは、四天王寺役人に対して不作法があつた場合、咎の責めをどうするのかという問い合わせに対し、同(天王寺)組下砂場小頭佐助から「私共忠助之手下二付都而之支配者請居候」と返答しており、天王寺長吏忠助の支配下にあつたことが裏付けられる。

なお、久四郎の相続一件に関連して、「文久二年八月八日申上る³⁵」と注記する天保一〇年八月の下書には、久四郎の倅久蔵は駒次郎の名でみえる。そこには「不所存者二而度々利解申聞候得共、不相用御用向も不勤いたし候付、小頭役取放申付候、尤右者 盜賊方様へ御窺濟之上取計仕候」とあり、町奉行所盜賊方与力の内諾を得ていたことも付言しておきたい。さらに、四天王寺役人にも「悲田院長吏並小頭共迄も交代之節者其段可届出事」とする寛政九年の「申渡³⁶」から判断するに、十三組小頭が交代する際にも同様の手続きを行っていたと推察される。

相続の問題に戻ろう。この口上が示すように、久四郎そして倅久蔵、親類筋の捨吉倅貞吉の養子相続願いと続くように、十三組の小頭役は基本的に四ヶ所の小頭と同様に家の継承によって図られていたことがわかる。ただ、十三組小頭才吉の事例が示すように、長患いと借財が嵩み、世帯が難渋した折には、小頭を一代勤めにして欲し

いとの願いも出されている³⁷。前述した代勤と併せて、流動性があつた小頭役としてよいだろう。

また、「親類并合役林三郎共連印仕奉願上」るとの文言からは、天王寺長吏のもとで十三組小頭として、砂場と毘沙門が合役として機能を果たしていたことがわかる。ただどのような点においてなのか、具体的には把握できていないので、今後の課題とせざるをえない。

以上、二節にわたって、相続関係史料をもとに、天王寺垣外と十三組小頭との関わりについて述べた。前章での内容も踏まえると、四ヶ所(本稿では天王寺垣外が中心であるが)の小頭と十三組小頭は長吏の下に属するとはいえ、決して一括して論じることとはできないことを共通した理解として持てたと思う。

三 天王寺垣外と十三組の関わり(2)

「差別の意識」が四ヶ所に存していたこと、それに基づき、十三組の構成員と四ヶ所の長吏・小頭との縁組は仲間内の申し合せて規制していたことは先述のとおりである。ただ縁組も含め、十三組と天王寺垣外の間で、人的な関わりが全くなかったかといえそうではない。以下では、数点の史料により、このことを確認すること

にしよう。

まず、塚田が定式勸進の例として紹介した『悲田院文書』の所収史料から検討を加える。

奉指上一札

砂場小頭佐助組

年行司文右衛門支配下

千代松

一私儀去寅十二月廿一日、悲田院若キ衆文治郎・小四郎節季候祝儀申受ニ罷出候節、袋持ニ被相雇罷越候処、松屋町九之助橋筋西江入北側油屋渡世之御方ニ而、右文治郎・小四郎御仲ケ間作法相背候儀有之由ニ而、私義も今日迄御差留メ被成恐入候得共、袋持之義ニ付表ニ罷在候故、一向何之様子も不存候得共、不行届段急度御呵之上、御憐愍ヲ以高原預ケ御免被成下難有奉存候、以後被相雇候共随分気を附、少しニ而も仲ケ間作法相背キ候儀及見聞二候ハ、早速可奉申上候、以上、寛政七年卯正月十三日

千代松(印)

右千代松儀御憐愍之上高原江御預ヲ御免被成下難有奉存候、以来右躰不行届儀無之様急度可申付候、依而奥印奉差上候、以上、

年行司

四ヶ所

御長吏中様

小頭 中様

これは、松屋町九之助橋筋西へ入る北側の油屋渡世の方で若キ者文治郎と小四郎が一二月に「非人の芸能」として節季候祝儀を申し受ける際、兩名が仲間作法に背いたことに関わり、袋持を勤めていた千代松が「高原預ケ」を免れた際に提出した一札である。どのような仲間作法に背いたのかは史料からは読み取れないが、文治郎と小四郎は「高原ニ御差留」められたあと、「四ヶ所仲ケ間ヲ御払」の処分をうけている。なお小四郎は、寛政四年（一七九二）二月に「不埒成儀」で所払いとなるなど、素行が悪い人物であったと目される。

千代松に付した肩書からは、前々章でもふれたように、砂場小頭下には年行司が置かれていたことがわかる。つまり十三組でも、天王寺垣外と同様に年行司を置き、配下の非人集団の統制を図っていたとみられる。ただ年行司文右衛門が、どのような人物であったのか、どのような職掌を担ったかは明らかではない。

この事例から千代松は、悲田院の若キ者文治郎・小四郎が節季候を行う際、祝儀を受けとる袋持をしていたこ

文右衛門(印)

とが確認できる。門付け芸を行う文治郎と小四郎、そして袋持の千代松の三人が一つの単位で、市中を廻っていたのである。千代松のように、若キ者に雇用され、袋持に従事していた事例の多寡については定かではない。ただ、史料中に「以後被相雇候共随分気を附」けとあるので、その後も雇われる可能性があったことを示唆している。また、市中の勧進に毘沙門や砂場の構成員が加わっていたことは、早く享保一九年（一七三三）一二月八日に作成された「寅年節季候申渡覚」⁽⁴³⁾にもみられる。そこには、毘沙門の肩書を有する勘兵衛以下市まで九人（押印のない六兵衛が連記）、砂場伝七から久助まで三人、都合一二人が名を連ねている。この覚は、十三組成立から五〇年を経たものではあるが、それ以前から十三組の構成員は、若キ者と市中の定式勧進に携わっていたと判断してよいであろう。

さて、十三組小頭を天王寺垣外の若キ者から輩出していたことについては、すでに前章で指摘したところである。以下では、人の移動に注目して、天王寺垣外と十三組の関わりについて紹介することしよう。

次に掲げるのが、長吏文書に含まれる「乍恐口上」⁽⁴⁴⁾である。巴十二月としか記さないが、他の長吏文書の史料からも、弘化二年（二八四五）と判断ができる一点である。

乍恐口上

私儀

多病ニ而御役用向難相勤候付、砂場年行司力松倅庄吉与申者ハ上本町三丁目出生ニ而、拾三四ヶ年斗以前ハ天王寺御藏跡ニ弟子相勤罷在、当巴拾九才ニ而、兼而実寐成ものニ付、同家ニ差加へ、御役用向代勤為仕度、此段御届奉申上候、右御聞濟被為成下候ハ、難在奉存候、已上

巴十二月

与之助⁽⁴⁵⁾

右之通申出候付奥印仕候、已上

年行司

長五郎⁽⁴⁶⁾

同

利兵衛⁽⁴⁷⁾

御長吏様

奥書に記された年行司長五郎と利兵衛の名前から、与之助は天王寺垣外の若キ者と判断ができる。注目したいのは、この与之助が多病を理由に砂場年行司力松の倅庄吉を養子に迎え、用向きを代勤させたいという願いである。つまり、養子という形態で十三組と天王寺垣外間での人の移動があったことである。さらに、庄吉が大坂市中の上本町三丁目の生まれで、一三、四年以前から天王寺

御蔵跡（寛政三年に難波御蔵に統廃合）の町場化された地で弟子を勤めている点も興味深い。十三組砂場年行司の俸でありながら、上本町三丁目の出生ということは、力松がかつてその地で垣外番をしていたことを示唆していると思われる。つまり、十三組年行司も天王寺垣外からの流入者であったとみることができると。このような事例としては、前章でふれた十三組小頭才吉も該当するであろう。⁴⁵⁾

続いて、十三組小頭をめぐる人の移動を確認し、縁組の実態をみておこう。例えば、天保九年（一八三八）六月には、「新屋敷小頭」才吉が同家きくを摂津国八部郡駒ヶ林村番人伊助方へ縁付かせている。十三組小頭の同家人が村方非人番に嫁いだ例である。また、嘉永七年（一八五四）五月には、天王寺垣外若キ者楠吉の姉よねが十三組小頭才吉方に嫁いでいる。⁴⁷⁾このような事例からすると、十三組小頭に対して「差別の意識」を有していたのは、あくまでも同じ呼称であった垣外小頭に限ったものとさえ思えるのである。

この他の人の移動としては、寛政元年六月に、兵次の玄孫重三・灘八そして市右衛門の玄孫万吉の三名が「渡世不勝手」を理由に、「毘沙門小屋頭文助組下」へ引越しを願ひ出した例がある。⁴⁸⁾宛所は、長吏・小頭御中とし

かないが、史料の伝存から天王寺垣外にあてた口上であることは確かである。ここからも、天王寺垣外から十三組下への人の移動を看取できよう。なお、兵次玄孫・市右衛門玄孫という肩書きからも明らかのように、彼等は転類族の子孫であった。⁴⁹⁾

史料の残存状況から、わずかな事例を提示したにすぎないが、当初は野非人の収容先であった砂場・毘沙門の地は、以後には天王寺垣外などからの人の流れもあったことがわかる。おそらく、この逆の流れもあっただろう。頻繁とはいわないまでも、垣外と十三組の人の移動は、少なからずあったとしても支障がないと思われる。

おわりに

本稿では、大坂の非人組織のなかにあった十三組の概要について明らかにしようと試みた。残念ながら、総体的な把握はかなわなかったが、各種史料から天王寺垣外との関わりなどを論じることはできたと思う。繰り返すことにもなるが、まとめと課題を提示して結語にかえたい。

十三組は、四ヶ所のように江戸初期から形成されていた集団ではなく、天和三年（一六八三）から翌四年にか

けての大坂市中の無宿・野非人対策によって生み出され、四ヶ所に配分された集団を端緒としている。この集団を束ねたのが十三組小頭であり、当初の組頭の人数に依拠して「十三組」と称するようになった。彼らの居住地は、市中と四ヶ所が位置した市中隣接村に構えているが、天王寺垣外ではそこに隣接した地域ではなく、農地を新たに転用した場に設けられた。これが砂場と毘沙門である。毘沙門の地は、各種絵図などから明らかであるが、砂場については定かではない^{⑤0}。また十三組は、四ヶ所内の組織であったが「外小頭与格別之者」という意識が形成され、垣外小頭とは縁組をしないように申し合わせがなされていた集団でもあった。ただ差別化の一方で、小頭勘助の相続案に示したように、長吏善助が人材登用の一環として十三組小頭役を生かそうとしていたことは指摘したとおりである。そして、当初は野非人の収容先であった十三組には、後に小頭も含め垣外からの人の流れも少なからず看取できた。

さて、十三組を生み出した天和期（一六八一〜八四）の無宿・野非人対策は、都市大坂が成熟していくなかで、市中に分散していた野非人を集住させることで、統制を図ろうとするものであった。ただ、対症的な都市政策にすぎなかったことは、以後も数度にわたり野非人対

策を講じていることから理解できるであろう。この点について、塚田は「これによって垣外仲間の正式の構成員（若き者）が増加したかどうかは疑問である。小屋棟を作るということに窺えるように、独立の小屋持ちになるのではなく、まずは救済小屋に収容するような方式ではなかったろうか。すなわち、四ヶ所垣外に非人救済施設が付け加わったと言えるのではなからうか」としている^{⑤1}。この塚田の指摘は、的を射ていたといえよう。その対策が、若き者層を輩出するのではなく、監督する者として十三組小頭を設け、野小屋程度の小屋を造り野非人を収容したにすぎなかったのである。監督される側は、塚田の言を借りるならば「周辺在方の野小屋は野非人」であろう。このような認識を垣外の小頭が有していたならば、同じ「小頭」を称する「十三組小頭」に対して、自分たちの由緒を確固たるものにするため、差別化を図ろうとする意識が働くのは十分に理解できることでもある。

大坂の非人社会においては、長吏―小頭―若き者という階層があったが、本稿でもふれたように長吏の下に位置した十三組では、小頭を確認できるが、若き者を見出すことはできない。ただ、天王寺垣外で若き者層に年行司が置かれていたのと同様、十三組でも年行司が存在し

ていたことは史料からは知りえる。加えて十三組は、鳶田・道頓堀・天満の垣外組織にも置かれていたことは史料が示すところであるが、その具体相については明らかではない。これらをさぐることを今後の課題としておきたい。

注

(1) 岡本良一「大坂の非人」(『ヒストリア』第三号、一九五

二、のち同著『乱・一揆・非人』(柏書房、一九八三に収録)。同「大阪の非人」研究覚書(部落解放研究所

編『近世部落の史的研究(上巻)』解放出版社、一九七九、のち岡本前掲書に収録)。藤木喜一郎「大阪町奉行管下

に於ける司法警察制度について」(創立七〇周年記念関西学院大学文学部記念論文集)一九五九、のち同著『江戸時代史論』平安書院、一九六〇に収録)。

(2) 内田九州男「大阪の非人研究ノート」(『大阪府の歴史』第五号、一九七四)、同「近世非人論」(部落問題研究所編『部落史の研究 前近代編』部落問題研究所出版部、一九七八)、同「江戸時代後期の非人の『公務』について」(『歴史科学』八七、一九八一)、同「大阪四ヶ所の組織と収入」(『ヒストリア』一一五号、一九八七)、同「大阪四ヶ所非人について 町抱え再論」(『部落問題研究』

第二二三号、一九九三)。

(3) 塚田孝「三都の非人と非人集団」(『歴史学研究』五三四号、一九八四、のち同著『近世日本身分制の研究』兵庫部落問題研究所、一九八七に収録)。同「近世大阪における非人集団の組織と御用」(『年報都市史研究』第八号、山川出版社、二〇〇〇)、同「都市大坂と非人 日本史リブレット(40)」(山川出版社、二〇〇一)など。塚田の大坂の非人研究については、『近世大坂の非人と身分的周縁』(部落問題研究所、二〇〇七)にまとめられている。

(4) 朝比奈孝『道頓堀非人関係文書』における非人の足洗いについて―幕府法令と非人解放の実態―(『関西大学法学論集』第四〇巻第四号、一九九〇)、寺木伸明「元禄十一年三月『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』について」(『大阪の部落史通信』第一三三号、一九九八、のち同人著『近世身分と被差別民の諸相』解放出版社、二〇〇〇に収録)。同「元禄期における天王寺「非人」集団の諸側面」(『部落解放研究』第一二六五号、二〇〇五)。藤原有和「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究(一)(二)」(『関西大学「人権問題研究紀要」』第四九、五〇号、二〇〇四、二〇〇五)などがある。

(5) 岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書 上・下

卷『清文堂史料叢書第8・9刊、清文堂出版、一九七四、一九七六。岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』清文堂史料叢書第29刊、清文堂出版、一九八九。

(6) 長吏文書研究会編『長吏文書』(解放出版社、二〇〇七

予定)。なお、同史料を用いた研究として、高久智広「近

世後期天王寺長吏林家における相続をめぐる―長吏文

書研究会の活動より―(上)(下)」「部落解放研究」第

一六八号・第一六九号、二〇〇六)がある。

(7) 前掲注(1) 岡本「大阪の非人」研究覚書。

(8) 長吏文書《五二七》。以下、前掲注(6)『長吏文書』お

よび前掲注(5)『悲田院文書』からの引用は、長吏文書《》、悲田院文書《》とし、《》内に史料番号を

記す。

(9) 参考までに、前掲注(1) 藤木「大阪町奉行管下に於ける司法警察制度について」および前掲注(1) 岡本「大阪の非人」研究覚書」での引用を掲げる。

天王寺長吏下囲内 三七九人

鷺 田長吏下囲内 二六六人

道頓堀長吏下囲内 三四三人

天 満長吏下囲内 一七〇人

計 一、一五八人

(10) 『大阪市史』第五、一九一一。なお、『浪速濫觴記』(大

阪の部落史 第二卷)史料編近世2、二〇〇六所収)にある寛延三年(一七五〇)改めの四ヶ所の非人数は「惣人数千弍百人程」とある。ここでは、十三組小頭配下の人数は含まれていないと考えられる。

(11) 前掲注(1) 岡本「大阪の非人」研究覚書」二四二頁。

(12) 『大阪の部落史 第三卷』史料編近世3、解放出版社、

二〇〇七所収。本章での引用は、特に注記のない限り、

同史料に依っている。なおこの一件については、同書の

解説(一五頁)でふれられている。

(13) 天保八年新改大絵図と目される図は播磨屋九兵衛が上梓した三舗が確認できるが、弘化元年図は管見の限りでは見出せない。弘化二年には、二種類の大坂図が刊行されているので、これを指しているのだろうか。

(14) 前掲注(5)『悲田院文書』二四七頁。

(15) 長吏文書《一〇五九》「砂場地面並小屋軒数書上」。また、寛政二年正月の博奕取締の連判請書「申渡事」(悲田院文書《五九》)では、「右砂場年行司文右衛門支配野小屋ニ罷在候者共」として、清八以下一七名がみえる。当時も野小屋は一七軒であったと思われる。

(16) 前掲注(5)『悲田院文書』二四九―二五一頁。

(17) 前掲注(3) 塚田「近世大坂の非人と身分的周縁」第四章の補論「一七世紀後半の垣外仲間」で慶安五年正月一

三日付の「大坂御仕置留」から野非人对策の一端にふれている。参照されたい。

- (18) 天和三年から翌四年にかけての大坂市中における野非人の狩り込みは、鳶田を除く三方所に男女一五三人を分けて居住地を形成することになったが、どの垣外屋敷にも明き地がなかったため、近隣の年貢地をもって対処している（「大坂町端二在居候非人、三垣外在所江引取被仰付、当村非人在所江曳取二付畑地打渡之事」『非人垣外一件』前掲注（5）『道頓堀非人関係文書 上』二四二―二六頁）。これによれば、天王寺垣外では、

一天王寺兩垣外江ハ荒地開キ村中方遣候二付、兩垣外者銀子六百匁出申候由

と記され、天王寺村中の荒地を開発したことが確認できる。同史料には、道頓堀と天満における非人居住地の開発の様相を列記していることから、これは天王寺と鳶田の兩垣外に銀子六百匁を抛出したものと理解できる。兩垣外が開発に携わった土地面積は記されていないが、道頓堀が一反七歩の地を一貫目、天満では七畝ばかりの地に七〇〇匁をあてていることから、約六畝であったと推測される。

- (19) 前掲注（3）塚田「近世大阪における非人集団の組織と御用」。同論文は「手覚」〔部落解放〕五、一九六九〕「大

坂町奉行所旧記（上）（下）』（大阪市史史料第四一輯・第四二輯、一九九四）と前掲注（5）『悲田院文書』を用いて分析を行っている。

- (20) 悲田院文書《九六》「諸事出方定」。
 (21) 悲田院文書《一〇〇》「定」。なお他国御用の実態については、前掲注（6）『長吏文書』の一章などに掲載しているのを参照されたい。

- (22) 悲田院文書《一〇二》「条々」。
 (23) 悲田院文書《一〇一》「条々」。

- (24) 長吏文書《七九》「乍恐口上」。

- (25) 長吏文書《八二》「乍恐口上」。

- (26) 長吏善十郎からの口上であるため、少々割り引いて考えなければならぬが、小頭勘助と善十郎と間の軋轢については、文化一三年一月の「乍恐口上」長吏文書《三六〇》に詳しい。この口上は、若キ者月行司四人の夜廻りが不埒であったことに端を発し、勘助が年行司小八を厳しく叱りつけて憤死させた一件に関わり、善十郎が問責で押込処分を願ったものである。

- (27) 一方、文政三年四月には「警死腹候共身寄之者之内、心底宜敷者ヲ見立、其家相續為致、万々一相續可仕者無之節者、中間内之忤共ヲ養子ニ差遣シ来」たことを理由に四ヶ所の小頭一〇名から勘助の跡式を下げ渡して欲しい

と口上が出されている(長吏文書《二九八》「乍恐口上」)。
 (28) 前掲注(27) 長吏文書《二九八》「乍恐口上」引用部分。
 (29) この点については、前掲注(6) 高久論文および(社) 部落解放・人権研究所歴史部会一月例会報告(二〇〇七年一月一三日)での高久智広「長吏文書の整理の現状と垣外仲間に関する若干の考察」による。

(30) 長吏文書《五二五》「小頭勘助跡役二付口上書案文」。

(31) 廿人組とは、天王寺垣外だけの小頭層を指す呼称ではなく、前掲注(27) 長吏文書《二九八》などからも、四ヶ所小頭の総称を指していると判断できる。

(32) 長吏文書《六八二》「乍恐口上」。

(33) 長吏文書《八三五》「一札」

(34) 『大阪の部落史 第二巻』史料編近世2、部落解放研究所、二〇〇六所収。また、前掲注(26) 長吏文書《三六〇》の「乍恐口上」など。

(35) 長吏文書《一〇四七》「文久元年八月八日申上る下書」

(36) 悲田院文書《一三》「申渡」。

(37) 長吏文書《七一八》「乍恐口上」。同史料の願出者の小頭は才吉であるが、肩書は十三組小屋頭としか記さない。砂場小頭か毘沙門小頭かは不明である。

(38) 前掲注(3) 塚田『都市大坂と非人』七五〜七六頁。

(39) 悲田院文書《七五》「奉指上一札」。

(40) 勧進の申し合わせについては、塚田「非人の勧進と垣外番株」(前掲注(3))『近世大坂の非人と身分的周縁』で、寛政四年の「覚」をもとにした検討がある。本件もこれに関わったものであろうか。

(41) 悲田院文書《七四》「奉指上一札」。

(42) 悲田院文書《七三》「奉差上一札」。

(43) 悲田院文書《五一》「寅年節季候申渡覚」。

(44) 長吏文書《七〇二》「乍恐口上」。

(45) 才吉は、相続人が絶える天王寺垣外の実家林八家に倅其次郎を相続人とし、本人は十三組小頭を退き代判人となつている(前掲注(37) 長吏文書《七一八》「乍恐口上」)。

(46) 長吏文書《二八五》「乍恐口上」。

(47) 長吏文書《六〇〇》「乍恐口上」。同《六八三》「乍恐口上」。なお、よねは安政三年三月には離縁されて親元楠吉方に引き取られている(長吏文書《六一二》「乍恐口上」)。

(48) 悲田院文書《一七》「乍憚口上」。

(49) 文化五年頃の調査とみられる前掲注(18) 『大坂町奉行所旧記(上)』の「○転切支丹類族存命人数、本山・当山下山伏・比丘尼・六斎念仏・鞍馬願人・陰陽師・神祇道・神道方・本屋中間・丹製法人、大坂三郷・兵庫・西宮・塩飽嶋人数、公事訴訟高・牢舎人数并御仕置覚」には、当時の類族として「人数合三人 但、男計」「此三

人転切支丹之曾孫・玄孫二而、天王寺村非人小屋二罷在候」との記載がある。曾孫と玄孫の違いはあるが、この三人を示していると思われる。

(50) 元文頃(一七三六〜四一)に書写された享保く元文頃の
大坂町絵図で、寛政頃の追記がうかがえる大阪北組旧蔵
「大坂町絵図」(慶応義塾図書館蔵 大阪町絵図)慶応
義塾大学三田情報センター発行、一九九二)には、八カ
所の「非人村」「非人」の注記が施されている。毘沙門は、
傍らに毘沙門池が記されているため、その場所は特定で
きるが、砂場の地は確認できない。また、近世の版行大
坂図を通覧しても見出すことができない。最大・最詳と
評価された「増修改正撰州大阪地図」には、六カ所の非
人村と市中に高原の「非人ゴヤ」を記載するが、砂場は
確認できない。この点については、拙稿「近世刊行大坂
図にみる千日墓所とその周辺」(大阪人権博物館編『絵
図の世界と被差別民』調査報告書第三集、二〇〇一)を
参照のこと。

(51) 前掲注(3) 塚田『都市大坂と非人』二七頁。

(52) 前掲注(3) 塚田『都市大坂と非人』三〇頁。

明日を拓く 66

狭山第三次再審・新しい意見書のねらい

——非識字者への落とし穴

川向秀武

狭山「自白」の再現実験が明らかにしたこと

山下恒男

長吏旦那場とその質入れについて

大熊哲雄

史料紹介『明治前期大審院民事判決録』から

その二「職場」を担保とする金融に関する埼玉県の四件

藤沢靖介

中世戦国期、東日本の長吏・かわた

——戦国大名の文書を中心に

藤沢靖介

頒価1050円(本体価格1000円)

発行 東日本部落解放研究所 発売 有解放書店
東京都台東区今戸2-8-5 電話 5603・1861